

【募集】

伝統的工芸品産業室 Facebook に店舗・イベント等の情報を掲載しませんか？

2023年1月
製造産業局
生活製品課
伝統的工芸品産業室

【募集概要】

- ・ 伝統的工芸品産業室では国が指定する伝統的工芸品（注1）を対象に、それを製造・販売する店舗やイベント等の情報を募集します。
- ・ 下記の基準等に合致するものについて、伝統的工芸品産業室 Facebook (<https://www.facebook.com/nichiyo.densan.meti/>) にて紹介させていただきます。
- ・ なお、国が指定する伝統的工芸品（注1）を扱っていない場合や反社会的勢力と関わりがある場合等は掲載できません。

【対象者】

- ・ 国が指定する伝統的工芸品（注1）を製造する事業者、販売者、イベント運営者

【必要事項（投稿内容）】

- ・ 工芸品名
- ・ 事業者名／イベント名
- ・ 製品の特長／イベント概要（100字～200字程度）
（機能、形・模様、ここに注目してほしい等の拘りやウリのポイント、著名人や国宝・文化財との関係など）
- ・ HP アドレス
- ・ 販売店名・営業時間／イベント開催期間
- ・ イベントの場合は参加費の有無・参加方法等
- ・ その他（体験施設情報など）

【申込方法】

- ・ 氏名、連絡先を記載の上、下記の宛先までメールにてお申込みください。（注2）
- ・ 指定産地組合員の方はその旨ご記載ください。

<宛先>

経済産業省伝統的工芸品産業室

bzl-densan@meti.go.jp

※注1：伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づき経済産業大臣の指定を受けた工芸品。（2022年11月16日時点：240品目）

※注2：掲載料等の費用は一切かかりません。

■プライバシーポリシー

お申し込みの際にご提供いただいた個人情報につきましては、細心の注意を払い取り扱わせていただきます。

- ・伝統的工芸品産業室は、ご提供の個人情報を、お申し込みいただいた広告掲載並びにこれらに付随する業務遂行のためにのみ利用いたします。
- ・任意で記入いただいた事項も含めて今後の施策の参考とさせていただくほか、確認のご連絡をする場合は、メールアドレス、ご住所、お名前、電話番号を利用します。
- ・お申し込みに必要な項目を記入いただかない場合は、当サービスを受けられない場合があります。

■経済産業省ソーシャルメディア運用方針

https://www.meti.go.jp/sns/sns_policy.html

■その他

- ・伝統的工芸品産業室は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。
- ・コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。
- ・掲載に時間を要す場合があります。

=== 文案イメージ ===

(※あくまでイメージであり、いただいた情報を参考に適宜加工の上、掲載いたします。)

【今週の# 伝統的工芸品】

本日紹介するのは、、、！

〇〇県で「●●●」を製造・販売する株式会社××です★

株式会社××では伝統工芸品としての命を守りながらも、常に生活の中で息づき、愛用される●●●を製造するほか、現代の感覚にマッチしたカラーリングされた急須やキッチンウェアの製造・販売中！

釜師たちの職人技を間近に見られる工場である△△△は必見です。

・株式会社×× (URL)

・△△△ (URL)

住所：

営業のご案内：

■ 売 店／9:30～17:30

■ 定休日／水曜日、12月31日、1月1日

■ 入場無料

■ 30台収容可 (大型車、バス用もあり)